

会員各位

令和3年9月15日  
一般社団法人 東京産婦人科医会  
山田正興

## 新型コロナウイルス感染急拡大下での妊婦に対する緊急要望について (回答)

令和3年8月26日付東産医発第39号で東京都医師会へ提出いたしました、新型コロナウイルス感染急拡大下での妊婦に対する緊急要望につきまして、東京都からの回答がありましたので会員の皆様にご連絡いたします。

### 1 新型コロナウイルス感染妊婦の全数把握と情報提供

・新型コロナウイルス陽性者は各地区保健所に全数が登録されていますが、妊婦についての把握はほとんどされていないのが現状です。妊婦は原則として入院管理とされていますが、感染の急拡大により、自宅療養しているケースもあります。妊婦の置かれている正確な情報がなければ、産科医療機関として有効な活動ができません。定期的な情報共有ができる機会を求めます。

#### (回答)

- 新型コロナウイルスに感染した場合、妊婦自らが、その旨をわかりつけ医に連絡するよう、医療機関及び保健所に対し周知してまいります。
- また、妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報は、医療機関又は保健所において HER-SYS で管理しており、情報を共有できるよう検討してまいります。

・妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報は、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症発生届の記載事項となっている。HER-SYS への妊娠情報の入力については、8月23日に、国から入力の徹底に関する事務連絡が発出されており、都はこれを受け、同月25日に都内医療機関及び都内保健所に対し、新型コロナウイルス感染症患者の妊娠の有無を確実に把握し、当該情報について HER-SYS に入力するよう周知徹底

・妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報の共有については、感染症法及び個人情報保護条例を踏まえ、慎重に検討

### 2 新型コロナウイルス感染妊婦の対応について

・妊娠中に新型コロナに感染すると、特に後期（妊娠28週以降）では、わずかですが重

症化しやすいとされています。かかりつけ産婦人科医として、自宅療養している妊婦の健康相談などに応じているところです。もし、後期の妊婦で自宅療養中に息苦しさなどの体調の変化や産科的な異常が発生した場合は、コロナ感染患者に対する実情に合わせ、適切に医療機関において診察できるように対応していただければ幸いです。胎児の安全な生育に必要な酸素需要と、母体の生命維持ができる酸素需要は異なっていますので、自宅での酸素飽和度の計測は必須です。

#### (回答)

○ 自宅療養者が日々の健康観察の際に酸素飽和度を計測していただけるよう、確保しているパルスオキシメーターを、各保健所や都が設置する自宅療養者フォローアップセンターからご自宅に配送しています。

○ また、日本産科婦人科医会及び日本産婦人科医会が示す「新型コロナウイルス感染で妊娠中に自宅や宿泊療養（ホテルなど）となられた方へ」を妊婦の健康観察に活用できるよう保健所と共有してまいります。

・確保しているパルスオキシメーター約9万8千台（8月末2万台確保）

・なお、自宅療養中の方に対しては、保健所や自宅療養者フォローアップセンターが健康観察や療養者からの医療相談に対応するほか、体調が悪化した場合は、地域の医師等による診療につなげている。

自宅療養者フォローアップセンターで24時間対応の医療相談窓口を設置しているほか、夜間に自宅療養者等の容態が急変した場合に、入院先の調整を行う窓口を設置  
東京産婦人科医会

### 3 一般救急搬送と周産期搬送の連携強化

・現状は災害医療に匹敵する医療逼迫状況にあります。妊婦の救急搬送は、従来から構築されている東京都周産期搬送ルールに従って行っています。

しかし一方では、コロナ陽性自宅療養者の緊急搬送は各地区保健所が行っています。

保健所機能が危機的状態にありますが、妊婦の緊急搬送ルールについては、この二つの機能が密に連携できるような体制を確立しなければ、救える命も救えなくなります。

#### (回答)

○ 都は、母体救命措置が必要な場合には、救急医療と周産期医療が連携し、「スーパー総合周産期センター」で必ず受け入れる体制を構築しており、新型コロナウイルス感染症の妊産婦についても同様に運用しています。

○ また、出産を間近に控えた新型コロナウイルス感染症の妊産婦の受入先の確保を進めてまいります。

・都は、妊産婦の状態に応じたきめ細やかな搬送体制を構築しており、地域での受け入れが

困難な場合には、「周産期搬送コーディネーター」が都全域で搬送調整を実施。

令和3年9月2日付けで都内の分娩取扱医療機関に対し、緊急を要する場合においては、周産期母子医療センターに連絡するなど通常の周産期搬送ルールに従った対応をするよう、改めて要請

#### 4 妊婦とその家族へのワクチン優先接種

・妊婦が感染する場合の約8割は、夫やパートナーからの家庭内感染です。ワクチンの供給が不安定な現状において、妊婦及びその家族への優先的な接種が急務です。このためには、各自治体の裁量の中で、妊婦及び同居する家族への優先接種枠を設け、希望するすべての妊婦および家族への接種を迅速に行っていただきたい。

また、大規模接種においてもその対象に妊婦及びその家族を加えて、優先接種を行っていただきたい。

#### (回答)

○ 都は、令和3年8月26日より、都の大規模接種会場（計7か所）において、都内在住の妊娠中の方及びパートナー、同居家族を対象に、ワクチン接種を優先的に受け付けることといたしました。

引き続き、積極的に広報するなど、妊娠中の方等へのワクチン接種を推進していきます。